

研 究

## 中国憲法30年（1982年-2012年）とその後

The Chinese Constitution: 3 Decades (1982-2012) and Beyond

通 山 昭 治\*

### 目 次

序——1982年中国憲法30年によせて

一 中国憲法30年の「回顧と展望」

二 建国以来の中国憲法の「回顧と展望」

小結——いわゆる「法治中国」のゆくえ

### 序——1982年中国憲法30年によせて

2012年12月で現行の1982年中国憲法は公布施行30周年を迎えた。それにかかわって、筆者は「1982年中国憲法の原点」<sup>1)</sup>をすでに上梓しているが、本家本元の中国でも、李林・莫紀宏主編『中国憲法三十年（1982-2012）』という大作<sup>2)</sup>がタイムリーに刊行されている。

ちなみにその後中国では、その32周年を迎えた2014年12月4日から、正式に「国家の憲法の日」がもうけられた<sup>3)</sup>が、中国1982年現行憲法の原点

---

\* 所員・中央大学法学部教授

- 1) 通山昭治「1982年中国憲法の原点」(上)(下・完) (『九州国際大学法学論集』第18巻第1・2合併号, 2011年12月, 同第19巻第3号, 2013年3月)。
- 2) 李林・莫紀宏主編『中国憲法三十年（1982～2012）』上巻・中巻・下巻 (社会科学文献出版社, 2012年10月, 以下『憲法三十年』上・中・下と略称する)。
- 3) 「全国人民代表大会常務委員会關於設立国家憲法日的決定」(2014年11月1日, 第12期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で採択) (中国法学会主

を確認した筆者が今度はその30周年とその後の状況を内在的に考察しようとするのが本研究である。しかもそこでは、この中国『憲法三十年』上・中（上編）などの主な内容の紹介と若干の検討がやはりかなりのウエイトを占めることとなる。

ただその前に、ここでのキーパーソンのひとりである李林がともに重要な位置を占めていることもあって、『憲法三十年』に先立ってその基礎的作業のひとつともあるいは位置づけられうる李林・石茂生の『法による国家統治と憲政建設』<sup>4)</sup>という好著にはじめにふれておかねばなるまい。

早速それによれば、まず本の表題にもあるいわゆる「憲政」というタームにかかわって、今日の中国においてもきわめて論争的で目新しい「社会主義的憲政」という概念にたいする李林らの基本的なスタンスや理解についてここで確認しておくことがやはり重要であろう。

つまり、それ「は、中国化したマルクス主義を導きとし、4つの基本原則〔共産党の指導を含む—引用者、以下同じ〕の堅持を政治的前提とし、党の指導〔原語は「領導」で、強制力のある指導のこと〕・人民が国家の主人公になること・法により国を治めること〔法による国家統治〕の有機的な統一〔以下、これを「党の指導・人民主人・法治の三位一体」論という〕を堅持することを本質的な特質とし、人民代表大会制度を根本的な政治制度とし、執政は人民のためにおこない、人権を尊重し保障し、そして人間の全面的な解放を実現することを主旨とする社会主義的民主政治にほかならない」という<sup>5)</sup>。

ここでは、「導き」・「政治的前提」・「本質的な特質」・「根本的な政治制

---

管・中国法律年鑑編集部『中国法律年鑑（2015）』、2015年10月、中国法律年鑑社）、354頁。

4) 李林・石茂生『依法治国与憲政建設』（2009年4月、人民出版社、以下『憲政建設』と略称する）。

5) 「序に代えて 法により国を治めることを堅持し、社会主義的憲政を建設する」（『憲政建設』、1-24頁）、6頁。なおここでは、「社会主義的民主政治建設」といったいわば「民主」をくわえたタームも用いられている（7頁）。

度」・「主旨」という5項目によって概念規定がなされている。すなわち、「社会主義的憲政」とは、「中国化したマルクス主義」と「4つの基本原則」のもとで、「党の指導・人民主人・法治の三位一体」論等にもとづく民主集中制のもとでの人民代表大会制度を用いたいわば（人権の尊重保障にはじまる）「人間の全面的な解放」という人類の究極の目標（いわゆる「共産主義」社会）等の実現を「将来」的にはめざす「社会主義的民主政治」のことでありと型どおり定義されている。なお、「執政は人民のために」という人民の客体化というよりも、その主体化が求められ、この真ん中の「人民主人」こそがいわば「民主」の問題であろう。

さらにいえば、①「党の指導」と「人民主人」（民主）の関係、②「党の指導」と「法治」の関係、③「人民主人」（民主）と「法治」の関係という相互に密接な3つの関係を包摂したのがこの「三位一体」論であり、①は民主集中制下の人民代表大会制度、②は（旧ソ連の1977年憲法とは異なり、1982年中国憲法においてではなく、当時ならびに現行の2012年中国共産党規約総綱の最終段落のなかにもうけられた、（国家諸機関の勤務員などを多数輩出している共産）「党はかならず憲法および法律の範囲内において活動しなければならない」といった周知の文言の含意、③いわゆる「法治政府」や公民・人民の「守法」の問題などがそれぞれそれらには関連してくると筆者は考える。しかしながら、これらの問題群そのものの本格的な解明自体は、このささやかな本研究で到底はたせるものではなく、今後の課題にせざるをえないことを予めお断りしておく。

そこで、将来におけるいわゆる「社会主義的民主政治」の本格的な構築自体はともかく、党による（全面的というよりも、いわば部分的な）代行（ひいては先行）主義の存在という当面の問題にかかわって、いわば「社会主義的開発独裁」の問題が重要であろう。そしてその時期とはほぼ重なる生産力重視の「社会主義の初級段階」における党の指導を中核とする「民主集中制原則」のいわば「漸進的改革の過程」にたいする内在的な研究が必要となる。なお、それとも密接に関連して、そうした主張を本研究では、さしあたり「(社会主義的) 憲政肯定論」とよぶことにする。

ちなみに上記の共産党の指導的中核をあからさまに前面に押し出す立論を内在的に理解する前提としてはなによりも、「党の執政能力建設を強化することにかんする中共中央の決定」(2004年9月19日、以下「党の執政強化決定」と略称する)<sup>6)</sup>なるものがきわめて示唆的である。

それによれば、①「党の執政能力建設」強化の「重要性と緊迫性」がまず語られ、ついで、②「55年来における党の執政の主要な経験」が続き、③「党の執政能力建設を強化する指導〔原語も「指導」〕思想、総体的な目標および主要な任務」などが掲げられている。そしてそのあとで、さきの「党の指導・人民主人・法治の三位一体」論の堅持とともに、「社会主義的民主政治」発展能力の不断の向上という(⑤の)箇所でごく述べられている点がとりわけ重要であろう。つまり、その2番目に「法により国を治める基本方略」の貫徹と「法による執政水準」の向上が掲げられ、「法による執政」が「新しい歴史条件のもとで党が執政するひとつの基本方式<sup>7)</sup>とされているのである。なお、以下は省略する。

ちなみに、ディビット・シャンポーによれば、つぎのような注目すべき指摘がなされている。つまり、中国共産党は、1991年から旧「ソ連とソ連共産党」[が崩壊した原因をつぶさに点検しはじめ]、「この徹底的で大掛かりな検死作業は2004年まで13年も続き、その結論と『教訓』をまとめたのがこの2004年の「党の執政強化決定」であるという<sup>8)</sup>。

---

6) 「中共中央關於加強党的執政能力建設的決定」(2004年9月19日、中国共産党第16期中央委員会第4回総会で採択)(中共中央文獻研究室編『十六大以来重要文獻選編』(中)、2006年4月、中央文獻出版社、以下『十六大以来』中と略称する)、271-296頁。

7) 『十六大以来』中、271-276頁、280-281頁。

8) ディビット・シャンポー(加藤裕子訳)『グローバル化の深層—「未完の大国」が世界を変える』(2015年6月、朝日新書934)、111頁。なお、高橋伸夫編著の『現代中国政治研究ハンドブック』(2015年7月、慶應義塾大学出版会)の「第11章 民主化の可能性」(253-274頁)という箇所によると、「中国の党—国家が、あるいは自らが引き起こし、あるいは他に原因がある環境の変化に合わせて、自らの姿を融通無碍に変える能力を備えている」として、「それは、

ここでは「法による執政」という形で、党の執政の「道具」としての法という側面が一面で垣間みられるとともに、一方でいわゆる「検死作業」自体には限界もあろうが、すでにWTOへの加入やいわゆる「科学的発展観」の登場などを含むいわば「新しい歴史条件のもとで」、「党の指導・人民主人・法治の三位一体」論がはやくも登場している点に筆者は着目したいと考える。

また他方で、この13年間という時期が奇しくも1991年11月の「中国人権状況白書」<sup>9)</sup>にはじまり、2004年3月の「人権入憲」（中国現行憲法に「国家による人権の尊重・保障」規定が追加されたこと）までにいたる期間とほぼそのまま重なっている点には注意を要しよう。なお、国家レベルはもちろん、執政党である共産党の統治における正統性の根拠のひとつとしても、党による（国家を通じての）「人権の尊重保障」の積極的担保の実質こそが今日切実に問われはじめている。

一方で、喩中の『権力制約の中国的文脈』という興味深い表題の著作では、「固有の憲政〔立憲主義—引用者〕概念は、西洋に発するひとつの地域的な概念であり、普遍的な適用性は具備しない」と断定され、いわば「固有の憲政概念」自体が相対化されている<sup>10)</sup>。

これはあるいは後述のいくぶんステレオタイプの「(社会主義的) 憲政否定論」に属するものかもしれないが、また李建国の「法により国を治め

シャンポー」<sup>9)</sup>が指摘するように、中国共産党が自らの失敗した経験、および崩壊した他の社会主義国の経験から真剣に教訓をくみ取ろうとしたことと関係がある」とする（264頁）。

9) 国務院報道事務室「中国の人権状況」（中国法律年鑑編集部『中国法律年鑑（1992年）』、1992年10月、中国法律年鑑社）、1-20頁。

10) 喩中『権力制約の中国語境』（2007年7月、山東人民出版社）、49頁。なお、CONSTITUTIONALISM IN ASIA IN THE EARLY TWENTY-FIRST CENTURY (Edited by Albert H. Y. Chen 2014 CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS) 所収の Albert H. Y. Chen の The achievement of constitutionalism in Asia Moving beyond 'constitutions without constitutionalism' によれば、「立憲主義なき諸憲法」という規定がアフリカ・中東・ラテンアメリカの憲法の評価としてなされている（1頁）。

ることを全面的に推進する全般的な目標」という一文によれば、「わが国の社会主義的法治と西洋のいわゆる『憲政』との本質的な区別」が型どおりここでも強調されている<sup>11)</sup>。ここでは、「社会主義的法治」といわゆる西洋流の「憲政」とが明確に区別されている点に注意を要しよう。

したがって、中国語の「憲政」は（西洋起源の）立憲主義の訳語でもあるが、本研究では原則的に、「憲法に關係する政治」＝「憲法政治」といった意味であえて統一して「憲政」の語をそのまま用いることとした<sup>12)</sup>。

というのも、旧ソ連の体制転換によるロシアへの「回帰」などくらべ<sup>13)</sup>、現在の中国にはそもそも「立憲主義」的ともいうべき「議会」自体が存在しないし、解体・再編すべき「連邦」制も存在しないばかりか（いくつかの民族自治区などは存在するが）、のちに第1節などでみるように、三権分立・複数政党制（とそれによる政権交代）・二院制議会や連邦制の不採用が逆にことさら強調され、軍の脱共産党化をはじめとする共産党の指導的地位の放棄そのものも後述のように、いわば「厳禁」とされていたからである。

しかしながらここでやはり、旧ソ連解体の経験こそが中国にとってなによりも参考になろう。早速、そこで小田博によれば、以下の指摘がまず関連している。すなわち、「1990年3月の〔1977年—引用者〕連邦憲法改正により、共産党の指導的役割を定めた第6条が連邦憲法から削除され、共

---

11) 李建国「全面推進依法治国的総目標」（本書編写組編著『《中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定》補導読本』、2014年10月、人民出版社、以下『補導読本』と略称する、37-47頁）、41頁。

12) 坂野潤治・新藤宗幸・小林正弥編『憲政の政治学』（2006年1月、東京大学出版会）の小林の「序 憲政と憲法政治」（1-22頁）という箇所では、日本における「憲政」という「概念の展開」（1-9頁、8頁）が詳細に紹介されている。なお、深町英夫編『中国議会100年史 誰が誰を代表してきたのか』（2015年12月、東京大学出版会）も上梓された。

13) たとえば、下斗米伸夫『独立国家共同体への道 ゴルバチョフ時代の終わり』（1992年4月、時事通信社）などを参照願いたい。

産党指導部による独裁に終止符がうたれた<sup>14)</sup>という点がとりわけ重要であると考えられる。

というのも連邦制やそれとも関連する二院制「議会」などの問題にくわえて、旧ソ連における「共産党の指導的役割」放棄後の解体などを中国共産党が教訓にしたことがすでに指摘されていたからでもある。おそらく「4つの基本原則」の堅持にくわえて、さきの「党の指導・人民主体・法治の三位一体」論の筆頭に「党の指導」がきているのも、そして中国における「共産党の指導的役割」の堅持が屋上屋を重ねる形でことさら強調されているのも、いずれも少なからず旧ソ連解体の教訓からでてきているという側面もある。それは党にとってのいわば「二重の安全弁」の確保でもあるが、しかしそれは反面「諸刃の剣」でもある。では、本来の中心であるはずの「民主」についてはどうなのか。共産党による代行（先行）主義による弊害自体ははたして「共産党の指導的地位」を維持したままで克服できるのか。疑問はつきない。

ともあれさらに、「法治」にかかわって、はやくは（中国ではさきに経済システムの改革から実施したことにもより、旧ソ連より10年ほどおくれで）「1997年に、中国共産党第15回全国代表大会で、『法により国を治め、社会主義的法治国家を建設する』ことを党が人民を指導して国家を統治する基本方略として確定し、1999年に、9期全国人大2回会議では『法により国を治め、社会主義的法治国家を建設する』ことが憲法修正案の形式で中国憲法のなかに記載された」という<sup>15)</sup>。

なお、「法治」建設の本格的なはじまりにおいても、共産党規約の改正などが憲法の改正に先行するといういわば（狭義の）「党憲体制」（党規約・憲法体制）<sup>16)</sup>が垣間みられる点はやはり示唆的である。

---

14) 小田博『ロシア法』（2015年1月、東京大学出版会、以下『ロシア法』と称する）、19頁。

15) 「第1章 法により国を治める基本方略が提起する歴史的必然性」（『憲政建設』、1-38頁）、1頁。

16) 通山昭治「1970年代中国憲法『改正』史論」（日本比較法研究所『比較法雑

そしてくり返し李林によれば、さきの「法により国を治める基本方略の含意」を理解する注意点としては、すなわち、①「中国共産党は法により国を治めることを実施する指導的中核であり」、②「広範な人民大衆は法により国を治める主体であり」、③「全体の人民の意志を体現する憲法および法律は法により国を治めるより所であり」、④「憲法・法律至上は法により国を治める基本的な要求であり」、⑤「法により国を治めることは、社会主義的民主の基礎のうえにうち立てられ」、⑥その「目的は、国家の諸活動がすべて法によりおこなわれることを保証すること」であるとす<sup>17)</sup>。

つまり、党＝指導的中核、人民＝主体（主人）、全人民の意志の体現である憲法・法律＝より所、憲法・法律至上＝基本的な要求、基礎＝社会主義的民主（政治）、目的＝法治の保証という基本的な流れがここでは確認できる。

なお、「社会主義的政治文明建設」という文脈では、「その他の政治文明の代議民主形式」・「権力の分業と制約メカニズム」・「憲政運行メカニズム」を参考にすが、「けっして西洋議会の二院制」・「西洋の三権分立」・「西洋の多党制」を丸写しにしてはならないこと<sup>18)</sup>が型どおり強調されるわけである。

西洋起源の「固有の憲政概念」を含め、そもそも「丸写し」はありえないであろうが、以上の諸点ともかかわってか、「(社会主義的) 憲政肯定論」にたいして根強く存在している以下のようなきびしい批判を想定して、つぎのような指摘がなされている点には十分注意を要しよう。すなわ

---

誌』第48巻第4号、2015年3月）、118頁などを参照願いたい。なお、ここでいう「党規約」・「憲法」体制とは、広義には、一方で党規約を頂点とする「党法」と他方で憲法を頂点とする「国法」というそれぞれの規範の体系の総称であり、それら両者の総和でもある。

17) 「第2章 法により国を治めることの内包」（『憲政建設』、39-76頁）、74-76頁。

18) 「第4章 法により国を治めることと政治文明建設」（同上、144-185頁）、168-175頁。



ち、「中国の理論界」における「『憲政』および『社会主義的憲政』という提起のしかたの採用に反対する少数の学者」が提起している反対の「主な理由は」、以下のとおりであるという。つまり、①「憲政は西洋自由主義の政治主張および制度配置であり、主要な内容は三権分立・多党競争・二院の議会であり、実質はブルジョアジーの独裁であり」、②「西洋の敵対分子および国内・海外の自由化分子が憲政を中国の政治制度を変更するもっとも可能性のある突破口とみなし、4つの基本原則の転覆をはかる政治的戦略およびルートと」し、③「毛沢東が『人民民主独裁』の主張を提起し、抗日戦争期に提起した『新民主主義的憲政』の主張に取って代わり、すでに憲政という提起のしかたは放棄された」とする<sup>19)</sup>。

なお、憲政が「中国の政治制度を変更するもっとも可能性のある突破口」となるかどうかはさておき、本研究では、「三権分離（立）・多党競争・二院制議会」などを「実質はブルジョアジーの独裁」とみなすこうした教条的だが、「正統」な「少数」意見を代表する主張をさしあたり「(社会主義的) 憲政否定論」とよぶことにする。

ここでは、①と②の理由にくわえて、③で毛沢東の「新民主主義的憲政」と人民民主独裁論を対立的にとらえている点にやや問題があり、むしろ両者をむすびつけて総合的に捉える視点<sup>20)</sup>が必要であると考え。さら

19) 「第5章 法により国を治めることと社会主義的憲政」(同上、186-249頁)、215-216頁。

20) 通山昭治「建国初期中国憲法制定史についての覚書」(『現代中国法の発展と変容』、西村幸次郎先生古稀記念論文集、2013年7月、成文堂、147頁)では、①毛の1940年の新民主主義論—同年の「新民主主義的憲政」—1949年の「(憲法を含む国民党本体の全面的排除(132頁))」である「人民民主独裁について」の「基本的な流れ」における前二者と後者との断絶の大きさにたいして、②1945年の毛の「連合政府論」(「国民党の一党独裁の否定(132頁)」)—1949年の劉少奇の「ブルジョアジーの独裁ではなく、プロレタリアートの独裁でもない(143頁)」—「新民主主義国家・政権」論—1954年の毛の「憲法草案」論—同年の劉の憲法報告(社会主義への過渡期の憲法論)という「一連の流れ」における前二者と後二者との断絶の大きさという視点の重要性が語られているが、①と②の双方の流れをいかにして合流させうるかが肝要であろう。

にいえば、さきの「三位一体論」のひとつの変形として、いわば「党の指導・人民(民主)独裁・法治」論ともかかわって、今日の人民民主独裁(実質上プロレタリアート独裁)論と「社会主義的憲政」のいくぶん緊張した関係性こそが問われなければならない。

そこで、本研究では、こうした「(社会主義的)憲政否定論」が「少数」であれ現在の中国に存在し、それに「対抗」(ときには権力闘争に発展)する点にこそ、よかれあしかれ、さきに垣間みたあえて「憲政」を掲げる「(社会主義的)憲政肯定論」の存在意義があると考えられる。

というのも、とりわけ1975年中国憲法に象徴されるように、現代中国においては、どうしても権力闘争や権力再配分の「道具」としての憲法という側面がいわば「党憲体制」のもとで根強く垣間みられる点には注意を要するからである。さらにいえば、こうした現代中国憲法の一側面といわゆる「国家は人権を尊重し、そして保障する」という(国家にたいするといふよりも)国家による人権尊重・保障のいわば「努力」義務規定が、いかにしてある程度調和しうるのかがここではあらためて問われはじめている。

以上がいくぶん荒削りの本研究の前提的な土俵を提供する議論の主要な一部である。

さて、つぎにいよいよ2節に分けて、順不同に「(社会主義的)憲政肯定論」の4つの特色をそれぞれ抽出するために、本題に入っていこう。

## 一 中国憲法30年の「回顧と展望」

さて、『憲法三十年』上の内容は、「回顧と展望」が中心であるが、「上編 中国憲法学の30年：回顧と展望」の紹介は「中国憲法学」についてのものなので基本的に省略して、「下編 82年憲法実施30年：回顧と展望」についてのみ<sup>21)</sup>、ごく簡単に紹介し、若干の考察をくわえることにしたい。

21) 『憲法三十年』上、1-242頁、243-714頁。ただし、上編の「第1部分 中国憲法学研究隊列30年の発展の回顧と展望」(3-27頁)はとくに貴重である。

「下編」にはいるまえにまず重複をいとわず、『憲法三十年』上の筆頭主編の李林による「総序」<sup>22)</sup>からみていくことにしたい。というのもここでも、全面的な「憲政肯定論」というよりも、いわば「(社会主義的) 憲政肯定論」がやや慎重な形であれくり返し展開されているからである。

すなわち、「一 新中国憲法の発展の歴史的過程」では、「新中国憲法の今日にいたるまでの発展により、立憲主義〔原語のまま―引用者〕的民主、法治、人権などの基本的な価値が中国の特色の社会主義憲法の基本原則としてすでに確認された」という点が重要であろう<sup>23)</sup>。

つまり、さきにもた「固有の憲政（立憲主義）概念」＝（西洋という）「ひとつの地域的な概念」による「普遍的な適用性」否定論（これは、さきの「(社会主義的) 憲政否定論」の立場でもある）とはやや異なり、それは「普遍的な価値」ならぬ「基本的な価値」を原則的に肯定するところの（社会主義的）「民主・法治・人権」を掲げた、「中国の特色の社会主義憲法」論でもあるが、理念やイデオロギーはともかく、生産力向上至上主義を旨とした「社会主義の初級段階」においてはたしてそれを基本的に実現できるのかには率直に疑問が残る。

いずれにせよ、それは実際にはここでの「中国の特色の社会主義憲法」論こそが「(社会主義的) 憲政の初級段階」論にほかなるまいが、それははたしていかなるものなのか。この点について初歩的に考察し、順不同に4つのきわだった特色をさしあたり析出することが、本研究の主な目的のひとつである。なお、ここで李林は「立憲主義」という用語を「憲政」と意識的に区別して使用している点には注意を要しよう。

つづいて、「二 わが国の現行憲法の本質的な特徴」によれば、つぎの諸点の堅持が列挙されている。つまり、①「4つの基本原則」と「中国の特色の社会主義の道」、②「人民代表大会制度」、③「共産党が指導する多党協力と政治協商制度」、④「民族区域自治制度と『一国両制』の方針」、⑤「党の指導・人民主人・法治の三位一体」論と「中国の特色の社会主義

22) 同上（「総序」）、1-29頁。

23) 同上、1-4頁。

的憲政」の建設<sup>24)</sup>といった5つの特徴が型どおりあげられている。

そこでも、やはり5番目にさきの「三位一体」論のもとでの、「中国の特色をもつ社会主義的憲政」の建設がくり返し掲げられ、それが「社会主義的政治文明の本質的特徴と中国の特色の社会主義的憲政を構成する3つの基本的要素」ともされている<sup>25)</sup>。

まさしくこれは、さきのいわゆる「党の指導・人民主人・法治の三位一体」論にもとづく「中国の特色の社会主義的憲政」建設論である。

つまり、まず①の「4つの基本原則」の堅持では、1982年中国憲法第1条の「労働者階級が指導する、労農同盟を基礎とした」という文言こそが「共産党の指導の原則」を体現したものとされる。ついで「中国の人民代表大会制度は」、旧「ソ連の労農兵代表大会制度を参酌し、あわせて中国の実際と結びつけてしだいに形成された中国の特色をもつ政権組織形態であり、「とくに『文化大革命』の期間」、それ「もかつて有名無実にな」ったのを、中「国憲政発展史における非常時期」と位置づける。また反面で、「中国共産党が法により執政し、民主諸党派が法により参政するのであって、交代で執政するわけではな」く、さらに、「政治文化および歴史的伝統的原因にもとづき、中国では連邦制の国家構造形態をけっして採用せず、かえって単一制の国家構造形態を採用している」ともされる<sup>26)</sup>。

すなわちたとえば、②では、「わが国の憲法の原則と制度の沿革にもとづき、わが国の権力機関の構成枠組みでは、『三権分立』制度を実行せずに、かえって人民主権原則と民主集中制原則にしたがい、人民代表大会制度を実行する」とする点にその特色がまず端的にあらわれるとされる<sup>27)</sup>。

また③では、「人民政協と国外の議会の上院がある若干の機能において類似性を有するがゆえに、わが国の憲法改革はこの種の二院制のやり方を参酌でき、わが国の人民政協制度を發展させて人大とパラレルな『上院』

---

24) 同上、4-12頁。

25) 同上、12頁。

26) 同上、4-10頁。

27) 同上、6頁。

となし、法制化を実現させると考える学説もある」が、それは「制度改革のコストを増加させようであろうばかりではなく、政治局面の動揺をももたらしうる<sup>28)</sup>」として、コスト削減にくわえて、「政治局面の動揺」を回避した政治的安定による二院制の不採用が連邦制の不採用とともにそこで強調されているわけである。なお、①や②・③などでは、「(社会主義的)憲政否定論」との共通点もみられるが。

そして、「三 わが国の憲法の普遍性と特殊性」という興味深い論点<sup>29)</sup>が①「人民民主」、②「法により国を治める」こと、③「人権を保障すること」の3つの重要な問題について、それぞれ論じられている。ここでも、(社会主義的)「民主・法治・人権」というもうひとつの「三位一体」論がすでにみられる。

なお、「四 中国の特色の社会主義憲法制度と指導思想の完全化と発展」では、①「人を本となすことを堅持し、人民民主を發揚させ」、②「法により国を治める方略を貫徹し、法律の全面的な実施を保障」し、③「憲法の權威をまもり、憲法監督を強化」し、④「党の指導・人民民主・法治の有機的な統一を堅持し、⑤「憲法の指導思想がときとともに進化することを堅持する」などでもいわゆる「党の指導・人民民主（ここでは「民主」）・法治の三位一体」論が第4番目に含まれている。ちなみに①では、人民主人（主体）にかかわって、1「人民代表大会制度をいちだんと堅持し、そして完全なものにしなればならず」、2「社会主義的民主の具体的制度と操作手続の建設を高度に重視」し、3「経済と文化の発展につれて、法により秩序だった公民の政治参加をたえず拡大」し、4「基層の民主をいちだんと拡大」し、5「社会主義的民主制度を堅持し、そして完全なものにする」には、「直接選挙と間接選挙を立派に処理する」ことなどが型どおり重要とされている<sup>30)</sup>。

とくにそこでの注①では、「直接選挙の程度が高ければ高いほど、いっ

---

28) 同上、9頁。

29) 同上、13-17頁。

30) 同上、17-29頁。

そう民主的であることを意味しているとはみなしえないし、間接選挙が普遍的であればあるほど、いっそう民主的でないことを意味しているともみなしえない<sup>31)</sup>としている点は注目に値する。

すなわち順不同ではあるが、「人民主人」（民主）にかかわって、ここでの「（社会主義的）憲政肯定論」の特色のひとつには、人民代表大会代表選挙における直接選挙と間接選挙の併用がまずあげられる。

というのも、行政首長の選挙については一面でそういえるかもしれないが、代議制の基盤と民主的正統性の根拠をなすはずの（「議会」とはいえないものの）いわば「一院制」を採用する人民代表大会の代表選挙については、全国人大のそれはさておくとしても、やはり省級までの人大代表の選挙は、（現在はいまだに県級どまりの）直接選挙こそが民主的であり、正統性を付与するというほかない。なぜならば、間接選挙のほうがいっそう共産党推薦の候補者にさらに有利であると考えられるからであり、さきの特色は現状を固定化しかねない。さらにいえば、直接選挙は「買収の温床」といった「懸念」はここではさておくとして、つぎにみるように、省級人大代表の間接選挙において「賄選」事件の発生がすでに確認できるようになってきたからでもある。

すなわち、『憲法三十年』のもうひとりの主編である莫紀宏が別の単著で指摘した湖南省の衡陽市人大代表による湖南省人大代表の間接選挙におけるいわゆる重大な「賄選事件」はきわめて重要であり<sup>32)</sup>、これはまさしく間接選挙の弊害の一端でもあるといわざるをえない。この点からもやはりさしあたり直接選挙を順次省級人大代表選挙まで拡大していくことが、「（社会主義的）憲政否定論」との差異化をはかりつつも、その他の選挙制

31) 同上、18頁。なお、『憲政建設』にすでに同様の指摘がみられる（11頁の注①）。

32) 莫紀宏『法治中国的憲法基礎』（2014年9月、社会科学文献出版社）（その「第2章 法治中国の憲法的基礎」の「六 人民代表大会制度の健全化および現行憲法の自己完全化」という箇所）、119-260頁、188-224頁。なお、「湖南嚴肅查処衡陽破壞選挙案件」（『人民日報』2013年12月29日）なども参照願いたい。

度改革実施の前提問題として肝要であろう。

以上が、李林の「総序」などのアウトラインである。

つぎに、1982年現行中国憲法について、李林とともにもうひとりのキーパーソンである李歩雲の「序文」<sup>33)</sup>からみていくことにしたい。

開口一番、「中国には憲法があるが、憲法は非常に不完全であり、それはわれわれの現状を基本的に反映し、まだ憲政が要求する理想的な状態には到達していない」としたうえで、やはり李歩雲も「現代憲法の三大基本原則」を「民主・法治・人権」ととらえている<sup>34)</sup>。

なお、筆者は李の前者の中国憲法と憲政にたいする厳しい現状認識（すなわち、「非常に不完全で」、「理想的な状態」への未到達）を基本的に共有するものであり、ここでの「民主」をはじめとする「民主・法治・人権」を「もうひとつの三位一体」論とよぶことにしたい。

そして李は、さらに「憲政四要素」として、前三者にくわえて4番目に「憲法至上」をあげている<sup>35)</sup>。

なお回顧的にふり返ると、憲法とのかかわりは李が1980年7月に中央書記処研究室に配転され、そこでの最初の任務が「82年憲法改正委員会第1回会議における葉劍英委員長の話稿」を起草することであり、それが因縁であったとされている<sup>36)</sup>。

李によれば、82年憲法の進歩的な側面として、①民主については、序言の「『各政党』には共産党が含まれ」ている点があげられており、②法治では、「司法独立原則と法律平等原則」の2大原則の回復があげられている<sup>37)</sup>。

---

33) 李歩雲「序文 『82年憲法』の回顧と展望」（『憲法三十年』上），31-40頁。

34) 同上，31頁。

35) 同上。

36) 同上，32頁。すなわち、葉「の原稿は、私と陳進玉が起草したものであり、「その後、一回の草稿ごとにいずれも、まず私が改めたのちに、さらに鄧力群などのその他の若干の中央指導層に報告し、意見が提出された」という（32頁）。

37) 同上，32-33頁。

さらに③人権では、「国家機構」の章の前に「公民の基本的権利」の章がおかれた点があげられている。なお、人民主人（主体）にかかわって、82年憲法では、かつて少なからぬ者が「公民」ではないと考えたといういわば「二等公民」（つまり、「地主・富農・反革命分子・悪質分子・右派分子」の黒「五類」や受刑者、とくに政治的権利の被剝奪者）の「公民」化がなされたとする<sup>38)</sup>。

ただし「公民」とは国籍ホルダーのことであり、法律概念としての国民に相当し、それから政治的権利の被剝奪者を除いた部分が政治概念でもある「人民」にあたり、筆者は李の指摘をおおよそ（もとより全部ではないが）「公民」（国民）のなかの「人民」から排除された部分の一部「人民化」がなされたものとする。この点からは、旧ソ連のかつてのいわゆる「全人民の国家論」すら部分的に李の指摘には想起させるものがある。ただし、今日の中国においても「受刑者、とくに政治的権利の（終身を含む）被剝奪者」などがいまだに存在するのも事実であろう。

一方でさらに82年憲法の評価できる点のひとつとして、「当時の改革開放と思想解放の思想路線を基本的に反映した」点があげられている<sup>39)</sup>。

そしてすでにみたように、1999年の法により国を治めることの憲法入り、2004年の、「人権保障」の憲法入り、さらに私有財産の保護も憲法入りしたなかで、「とりわけ2大原則すなわち、法治と人権がともに憲法のなかに厳粛に記載された」点も進歩とみている<sup>40)</sup>。ここでは、「民主」にくわえて、人権保障の中核のひとつとして「私有財産の保護」にとくに着目すべきであろう。

そこで、「法治と人権」にかかわって、「社会主義の初級段階」における「(社会主義的) 憲政肯定論」のもうひとつの特色をあげるとすると、李林ではなく、李歩雲のこの（部分的な）「私有財産の保護」を含む「人権保障」の憲法入りをその特色のひとつとしてあえて掲げておきたいと筆者は

---

38) 同上、33頁。

39) 同上、33-34頁。

40) 同上、34頁。



考える。

一方で、「(社会主義的)憲政肯定論」や「憲法至上」にかかわって、李歩雲によれば（かれは「憲法により国を治める」というかもしれないが）、「長期的な違憲の例」として国家主席は「國務活動に従事してはならない」にもかかわらず、「長年にわたって全世界のいたるところを闊歩して」、「実質的な談判をおこない、コミュニケを発表し、条約に署名」するなどしているが、「これは違憲である」ので、あとで（2004年に）憲法を修正して「国家主席は國務活動に従事できる」ことにしたという<sup>41)</sup>。

ついで、展望としては、①「党の指導を堅持」しなければならず、「もし現在多党制をおこなうならば、中国は大きく乱れうる」としつつ（この点では、さきの李林の二院制反対論の論理とほぼ同じだが）、②「全面的に推進する必要がある」点として、1「違憲審査」と2「司法の独立」をそれぞれあげている点がとくに注目される<sup>42)</sup>。

たとえば、「司法の独立」については、李歩雲自身がその起草に参加した「1979年の『64号文書』（「刑法、刑事訴訟法の確実な実施を断固として保証することにかんする中共中央の指示」）における「党委が事件を承認する制度」の「取り消し」問題や今日における「地方保護主義」などの問題がそれぞれ取り上げられている<sup>43)</sup>。

なお、「補足」として、①「国名」の解釈、②「党政関係」などがあげられているが、とりわけ、②では、「われわれは『党が国家にほかならず、国家が党にほかならない』ということをおこなってはならない」としている点は示唆的である<sup>44)</sup>。

---

41) 同上。

42) 同上、35-36頁。

43) 同上、36頁。ちなみに、人大のいわゆる「個別事件監督」自体は2006年の各級人民代表大会常務委員会監督法によって廃止されたという（高全喜・張偉・田飛龍著『現代中国的法治之路』、2012年11月第2次印刷、社会科学文献出版社、以下『法治之路』と略称する、219頁）。

44) 同上、38-40頁。なお、李歩雲『論依憲治国』（2014年1月、社会科学文献出版社、51-52頁）によると、80年代に（党）中央が出した内部規定で、5カ条

以上が李歩雲の「序文」のアウトラインである。

さて次節では、さきに掲げた「(社会主義的) 憲政肯定論」の2つの特色のほかに、「建国以来の中国憲法」史にかかわる諸問題の考察からもう2つの特色を析出することにした。

## 二 建国以来の中国憲法の「回顧と展望」

さて前置きが長くなったが、『憲法三十年』上の「下編」の構成は、「第1部分 82年憲法と憲政の発展」, 「第2部分 82年憲法と基本的権利の保護」, 「第3部分 82年憲法と国家機構の法治化」, 「第4部分 82年憲法と文化建設および社会建設」の4つの部分からなっている<sup>45)</sup>。

まず「第1部分」では、秦前紅の「82年憲法と中国憲政の発展」と張浩の「18回党大会以後における現行憲法の引き続きの改正についての展望—現行憲法の四回の改正から論ずる」という2つの論文を取り上げる<sup>46)</sup>。

早速秦前紅によると、「新中国成立前後に、かつて2度」の憲法統治「の伝統を引き裂く事件が発生したことがあり、中国憲法の発展に多くの困惑をもたらした」とされる。つまり、①中共中央による「国民党の六法全書を廃棄し、そして解放区の司法原則を確定することにかんする指示」(王明起草、以下「六法廃棄指示」と略称する)の発布(1949年2月22日)と②1982年憲法の制定時に、直近の1978年憲法ではなく、1954年憲法のほ

---

の「底線」(最低ライン)がすでに決められていたようである。すなわち、①「われわれは多党制をおこなってはならず、反対党の存在を許してはならず、②「全面的な私有化はおこなってはならず」、③議会制(または三権分立)をおこなってはならず、④「軍隊の国家化に反対」し、⑤「マルクス主義の指導的地位を放棄してはならず、それを「党と国家の指導思想のひとつ」として堅持するとされている点をあえて補足しておく。

45) 『憲法三十年』上、243-714頁。

46) 秦前紅「82年憲法与中国憲政的發展」(同上、245-257頁)、張浩「対党的十八大以後現行憲法繼續修改—從現行憲法的四次修改談起」(同上、435-442頁)。

うが重視され、それを基礎として制定されたことの2つをあげている<sup>47)</sup>点  
がとくに注目される。

はじめに秦があげた①にかかわって、高全喜ほかの言説によると、「六  
法廃棄指示」の「6点の内容」はこうである。すなわち、「第1点から第  
4点まで」で「『六法全書』の解放区における影響と『六法全書』廃棄の  
理由」が示され、「第5点」では「解放区の司法のより所の問題および旧  
司法要員の改造の問題」が、そして「第6点」で討論の総括報告について  
それぞれ論じられている<sup>48)</sup>。

よりくわしくみると、第1点の「『六法全書』の影響の状況」では、  
「『指示』が司法幹部の『誤った、あいまいな認識』」をつぎの「2種類  
の類型」としてまとめている。つまり、「第1類型」＝「法律神聖論・普遍  
的適用論」（「古い法律を若干学んだことのある者」＝「民国の法学者・弁  
護士・裁判官などの法律職業人」の認識）と「第2類型」＝「基本的有利  
論」（「比較的責任を負った政権幹部」, 「党内で司法業務に従事するそれら  
の各級指導的幹部」）＝「無法可依」（よるべき法がない）とする者の2種  
類であるという<sup>49)</sup>。

ついで、第2点では、「第1類型の認識」にたいする批判（旧「ソ連の  
階級論法学」）が「法律は支配階級のイデオロギーの体現である」という  
観点（支配階級の利益の保護論）にもとづき、「法律の階級性」を「大前  
提」とし、「『六法全書』を代表とする国民党の法律体系の『形式的平等＋  
実質的不平等』」を「小前提」とすることで、「国民党の全部の法律はただ  
地主と買弁官僚ブルジョアジーの反動的支配を保護する道具でありうるだ  
けであり、広範な人民大衆を鎮圧し、そして束縛する武器である」という  
「結論」がみちびかれている。すなわち、「階級論法学により、理論的な根  
底から六法全書の『社会性』と『継承可能性』が否定された」<sup>50)</sup>とされる。

---

47) 同上、249-251頁。

48) 『法治之路』（130-198頁）、136-137頁。

49) 同上、137-138頁。

50) 同上、138-139頁。

つまりここでは、「法律の階級性」の強調による「法律の社会性」や「法律の継承可能性」の否定という当時における事実が再確認されているが、それでは憲法はどうか。さらには社会主義の初級段階においてそれらはどうなのか<sup>51)</sup>。

ともあれついで、秦が指摘した②については、54年憲法と78年憲法の評価の点とも関連して、その間の75年憲法を高く位置づけるのがまた高全喜ほかの言説でもある。すなわち、その「第4章 革命法治の浮沈：『共同綱領』から『75年憲法』まで」の「一 『旧法廃棄運動』と新中国の開元」の「4 毛沢東の『民主的憲法』三論：新民主主義論、新民主主義憲政論および連合政府論」につづいて、「二 革命法治のなかの『形式的法治』」論と「三 『54年憲法』：未発効の『新しい衣』から」が展開する。なおさらにいえば、54年憲法「の運命」も、「すなわちただ一種の装飾」であったとする<sup>52)</sup>。

そして、「四 『75年憲法』：継続革命の最後の『輝き』」では、こうなる。すなわち、「憲政の角度から」はさておき、「歴史的背景」からすると、「単純な法治の後退として、1975年憲法を1954年憲法にたいする反動であると理解する」だけでは不十分であり、「1975年憲法は事実上さらにたえず進化した激進する革命の正当化のための使命を背負っていた」とする。そして、それは「共産党の『左傾』の誤った一種の産物とみなされ、

---

51) 近藤邦康『毛沢東—実践と思想』(2008年7月、岩波書店)によれば、近藤は「毛沢東以後に言われる『社会主義初級段階』とは、実は新民主主義ではないか」とされ、「それは21世紀半ばに『社会主義高級段階』に移行すると想定されている以上、毛沢東思想の研究と」「公社(コミュン)社会主義の道(毛沢東)と新民主主義に傾斜する国家社会主義の道(劉少奇)との矛盾」「対立の再検討が、非常に重要な意味を持つ」とする(384頁)。前者では法そのものの否定(死滅)、後者では「法の階級性」の強調がそれぞれなされた点もうなずけようか。なお、鄧小平時代以降は、「法の社会性」や「継承可能性」が重視されるようになる。

52) 『法治之路』, 130-198頁, 186頁。なお、本研究注20)をあわせて参照願いたい。

高「がみるところ、この憲法は政治憲法学の意義において格別に重視すべきであり、真剣に向き合うに値する」<sup>53)</sup>という。

つまり、「常態の憲法」などからみると、「『54年憲法』、とくに『共同綱領』とくらべて、『75年憲法』は相対的に大幅な後退であるが、革命憲法の非常政治の角度からみると、それはかえって100年の中国革命の激進主義の内容および形式における極端な表述であり、また憲法の形式でもって共産党の指導するプロレタリア国家の『法権』〔権利〕を実現したものであり」、「『プロレタリア文化大革命』はこの憲法の社会版にすぎない」とされる<sup>54)</sup>。

以上は今日稀有な中国「75年憲法」にたいする「革命憲法の非常政治の角度から」の異色の総括のひとつといえよう。

他方で張浩の論文では、その後の4回にわたる1982年憲法の「修正」（一部改正）についてくわしい紹介がなされている。すなわち、まず、「現行憲法の4回の改正」における「基本的な特徴」として、以下の点が指摘されている。つまり、①「4回の改正はいずれも中国共産党が提議」し、②それらの「内容は、経済制度の変革を主と」し、③それらは「しだいに成熟し、そして完全なものになる過程であり」、「憲法の危機と社会の動乱はけっしていまだ引き起こされて」おらず、④それらには「若干の不足のところがまだある」とする<sup>55)</sup>。

ついで、きわめて敏感な部分的な「私有財産の保護」や「人権」の憲法入りなどの問題も含めて、第2次天安門事件などは発生したものの、危機を注意深く避けつつも、憲法の「修正」が重ねられてきたのも事実である。そこでは「いわゆる憲法慣例」とよぶかどうかはさておき、①「改憲の提議者はいずれも中国共産党中央委員会であり」、②「改憲の時期は基本的にみな中央指導グループの交代のときであり」、③「改憲の内容は基

---

53) 同上、186-198頁、190頁、197頁。

54) 同上、198頁。

55) 『憲法三十年』上、435-436頁。

本的に中共中央の改憲建議稿に源を發している」という<sup>56)</sup>。

ここでも「党憲体制」の存在が垣間みられ、「党の指導」と「法治」にかかわって、「(社会主義的) 憲政肯定論」の3つめの特色としては、狭義および広義の「党憲体制」の存在があげられる。

ついで、『憲法三十年』中の内容は、法治国家論そのものである。すなわち、「上編 法による国家統治論」, 「中編 法による国家統治から憲法による国家統治へ」, 「下編 憲法による国家統治論」である<sup>57)</sup>。なおそのうち、上編のみの紹介にとどめたい。

その前に「法治」にかかわって、ふたたび小田博によると、「ロシアでは」、1917年の「10月革命後は、法治国原理は『ブルジョア・イデオロギー』として排斥され」たという<sup>58)</sup>。つまり、それはやはり「(社会主義的) 憲政否定論」のいういわゆる「ブルジョアジーの独裁」の道具ということであろう。

そして、「ベレストロイカの時代」の「1987年以降」, 「『社会主義的法治国』が議論されるようになり、1988年の第19回ソビエト連邦共産党協議会では、『法律の至上性』を中核とする『社会主義的法治国』の創設が承認された」とされている<sup>59)</sup>。

さらに小田博によれば、つぎの点が示唆的である。つまり、「社会主義時代のロシア法は、『ソビエト法』と総称される」が、「これらの法律は、形式において社会主義的であったのではなく、その規制対象が社会主義の制度であったにすぎ」ず、「法はプロレタリアートの独裁権力」「を強化するための手段と考えられた」という。そして、「法を道具とみる考え方は、19世紀以来のロシアの法に関する観念に奇妙に適合する」とする<sup>60)</sup>。

つまり、「ソビエト法」「は、形式において社会主義的」というよりも、

---

56) 同上, 436-437頁。

57) 『憲法三十年』中, 1-72頁, 73-396頁, 397-765頁。

58) 『ロシア法』, 23頁。

59) 同上, 23-24頁。

60) 同上, 6-7頁。

「その規制対象が社会主義の制度であった」ところの「プロレタリアートの独裁権力」強化のための「道具」であったとされている点は現代中国法にとってもきわめて示唆的である。そして、小田によれば、中身はともかく、形式においてはいわば「ブルジョア的」であったわけだが、社会主義憲法のほうはどうなのか。また、王明起草の「六法廃棄指示」の内容は、憲法をのぞく他の5つの法律についても同じ程度に妥当するものであったのか。

ともあれ小田はこうつづけている。つまり、「1980年代半ばの『ペレストロイカ』の時代に、まず『社会〔主義—引用者〕的法治国』の建設が提案され」、「社会主義的」という形容詞はじきにはずされ、単なる『法治国』という言葉が用いられるようになり、「共産党の独裁の原則が廃止され、民主的な議会の開設と裁判所の独立が焦眉の課題となった」が、「政治権力による法の道具主義的・便宜主義的利用がある限り、法治国は成立しない」という<sup>61)</sup>。

一方中国では、どうか。このまま経済発展や生産力の向上などにより、「『社会主義的』という形容詞はじきにはずされ、単なる『法治国』という言葉が用いられるようになる」のか。それとも本格的な政治改革がやはり必要か。

のちに小結でみるように、「法治中国」という「中国の特色」の強調にことさらむかうのはどうしてなのか。問題はむしろすでにみた（丸写しが必要とされうる）「普遍的な価値」ならぬ「基本的な価値」と「中国の特色」とが衝突した場合に両者のうちどちらが優先するのかにある。どうもこれまでそしてこれからも基本的に後者のほうが優先していきそうだが。

またそこでいう「『社会主義的』という形容詞」には中国の場合いかなる意味が含まれているのか。「共産党の指導」や「人民民主独裁」を意味するだけなのか。さらに「(社会主義的) 憲政否定論」からの「(社会主義) 憲政肯定論」にたいするさきにみた批判は今日においてどの程度実効

---

61) 同上、8頁、11頁。

性をもつものなのか。すべては、今後の課題である。

さて一方『憲法三十年』中の「上編」は、「第1部分 導言」, 「第2部分 法により国を治める基本方略の科学的内包」, 「第3部分 法により国を治める基本方略の発展目標」からなる<sup>62)</sup>。

ここでは「導言」をまずみておこう。すなわち「1996年2月」の「中央政治局法制講座終了における江沢民の講話」における「社会主義的法制建設を強化」という提起のしかたが、「1997年9月」の党の15回大会報告における「社会主義的法治国家」建設という文言に改められたことを重視する<sup>63)</sup>。

ついで、「第2部分」の「法により国を治める基本方略の科学的内包」のうち、「法により国を治める基本方略の科学的画定」では、「『社会主義的法治国家』から『社会主義的民主法治国家』へのひとつの漸進的な過程」が想定され<sup>64)</sup>、そこでも「民主」をくわえたもうひとつの「基本方略」としてすえられている。

つまり、「(社会主義的) 憲政肯定論」の最後の、4つめの特色は、「社会主義的民主法治国家」の建設を本格的にめざすことがあげられる。ただしその大前提は、その最初の特色である「直接選挙と間接選挙の併用」を「間接選挙=全国人大代表: 直接選挙=省級人民代表大会までのすべて人大代表」へと段階的に直接選挙のレベルをなによりも高めていくことにあると筆者は考える。

さらにいえば、これこそが「社会主義的法治」から「社会主義的憲政」へ、さらには「社会主義的民主法治国家」へのさらなる「飛躍」のための「ひとつの漸進的な過程」の大前提にほかなるまい。

一方で「第3部分」のその「発展目標」では、「中国の特色の社会主義法律体系」のいっそうの完全化などが語られている。とくに、「党の15回大会報告から、2010年に中国の特色をもつ社会主義的法律体系が形成する

---

62) 『憲法三十年』中、3-7頁、8-31頁、32-72頁。

63) 同上、3頁、5-6頁。

64) 同上、8-9頁。



まで」、おおよそ「たったの14年間」であったことが強調されている点が注目される。つまり、「中国の国情から出発し、われわれは多党が交代して執政することをおこなわず、指導思想の多元化をおこなわず、『三権分立』および二院制をおこなわず、連邦制をおこなわず、私有化をおこなわないことを丁重に表明する」という<sup>65)</sup>。ここでも、おそらく（全面的な）「私有化」の否定にくわえて、WTOへの加入後において、「中国の特色をもつ社会主義的法律体系」のいっそうの整備にはまだかなりの時間が必要である点にとくに注目しておきたい。

かなり省略したが、以上が『憲法三十年』上・中（上編）のアウトラインであるが、最後に、そろそろ結びに入らねばならない。

### 小結——いわゆる「法治中国」のゆくえ

さて中国1982年憲法30周年の直前、18回党大会における胡錦濤の報告（2012年11月8日）では、「5. 中国の特色の社会主義的政治発展の道をあゆむことを堅持し、そして政治システム改革を推進する」という箇所において、「(4)法により国を治めることを全面的に推進する」旨がすでに提起されていた<sup>66)</sup>。

ここであらためて、「法により国を治めることを全面的に推進し、法治の新時代に邁進する」と題する興味深い当時の「筆談」<sup>67)</sup>にふれることが重要であろう。

ふたたび、李歩雲の「共和国法治の新時代に邁進する」という箇所

---

65) 同上、36-37頁。なお、「2049年の中華人民共和国成立100周年のときまでに、中国の特色の社会主義的法治国家を基本的に建設しとげる」とする（同上、55-56頁）。

66) 胡錦濤「堅定不移沿着中国特色社会主義道路前進為全面建成小康社会而奮闘——在中国共产党第十八次全国代表大会上的報告（2012年11月8日）」（『党的十八大会文件彙編』、2012年11月、党建読物出版社、1-42頁）、19頁、21頁。

67) 「筆談」＝「全面推進依法治国 邁向法治新時代」（『法学研究』2013年第2期、3-37頁）。

は、「われわれの国家は『中華人民共和国』という」が、「ここでの『人民』は狭義の『敵』と相対する政治概念ではなく、かえってひとつの広義の、国家のおよび法律的概念であり、すなわち『公民』と同義である」<sup>68)</sup>とされる。つまり、それは「人民＝公民」論であり、その当否はともかく、さきにみた李のいわゆる（最広義の「人民」＝「公民」＝）「全人民の国家論」がくり返し提起されている。

また、李林の「法により国を治めることを全面的に推進するという思考と建議」という箇所では、「憲政概念もブルジョアジーの〔専売〕特許ではなく、「憲政は民主政治の一種の実現形態であり、資本主義は憲政をもつことができ、社会主義ももつことができるとともに、資本主義よりもさらに優越性をもたねばならず、そして人民が国家の主人公となることを保証できる憲政をもたねばならない」とされている<sup>69)</sup>。

ここでは、かつての「姓社姓資」論争のいわば「憲政」版にくわえて、いわゆる「社会主義の優越性」論が垣間みられる。それに一定の「説得力」をもたせるためにも、さしあたり現行の県級のうえのいわば「地区」級から省級までの人大代表の間接選挙を段階的に直接選挙にしていく選挙制度改革こそが社会主義の初級段階において求められる。しかし現状ではやはり「任重く、道遠し」と筆者は考える。

さらに、胡雲騰によれば、法治中国の建設のための「3つの段階」がここでも当たり前のことだが、5年ごとの党大会を節目に想定されている点がきわめて示唆的である。すなわち、「第1段階」は改革開放から党の15回大会招集開催以前で、その「法治建設の重点領域は立法であり」、「第2段階」は1997年の党の15回大会（法により国を治めことの堅持、社会主義的法治国家建設）、2002年の党の16回大会（法による執政の堅持）、2006年の社会主義的法治の理念の提起、2007年の党の17回大会（法により国を治める基本方略を全面的に実施に移し、社会主義的法治国家建設を加速す

---

68) 李步雲「邁向共和国法治的新時代」（同上、3-5頁）、3頁。

69) 李林「全面推進依法治国的思考和建議」（同上、5-10頁）、7頁。

ること）がそれぞれ強調され、前述のように、「法により国を治めることが基本方略に上昇し」たとする<sup>70)</sup>。

とくに、現在の「第3段階は2010年に中国の特色の社会主義的法律体系の形成を宣布したことにはじまり」、2012年の18回党大会をへて、「2013年のはじめに習近平総書記が法治中国建設の諸要求を明確に提起するなどして、法治国家建設は新たな歴史段階に入った」とする<sup>71)</sup>。

なおくり返しになるが、「新たな歴史段階」における「法治中国建設」の「新たな特色」として、以下の点が指摘されている。すなわち、①「法治中国は社会主義的性質の法治国家であり」、「資本主義的法治国家とは本質的な区別があり」、②「中国の特色の社会主義的法治国家であり」、「現今の世界におけるその他の社会主義国家がおこなう法治国家建設とは重大な区別があり」、③「一国両制を包含する中国の特色の社会主義的法治国家である」とされている<sup>72)</sup>。

つまり、ここでいう「法治中国」とは、「資本主義的法治国家とは本質的に区別され、「同時代の世界におけるその他の社会主義国家」のそれとも「重大な区別」を有する「一国両制を包含する中国の特色の社会主義的法治国家」のことであるとされる<sup>73)</sup>。

最後に、この「法治中国建設」にかかわって、「法により国を治めることを全面的に推進する若干の重大問題にかんする中共中央の決定」<sup>74)</sup>（以下

---

70) 胡雲騰「關於建設法治中国的幾点思考」(同上、10-13頁)、10頁。

71) 同上。

72) 同上、11頁。

73) 同上。なお、「全面的に改革を深化させるうえでの若干の重大問題にかんする中共中央の決定」では、「8. 社会主義的民主政治制度建設を強化する」や「9. 法治中国建設を推進する」という部分がつづく（「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」(2013年11月2日、中国共産党第18期中央委員会第3回総会で採択)（『十八大以来重要文献選編』(上)、2014年9月、中央文献出版社、511-546頁、527-531頁)。

74) 「中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定」(2014年10月23日、18期中央委員会第4回総会で採択、前掲『補導読本』、1-40頁)。なお、「法治推

「法治推進決定」と略称する）について、これまでの本研究における考察のまとめにかえて、引用を中心にごく簡単にふれておこう。

なお、中共中央が法領域の問題について内部規定も含め、直接「指示」や「決定」などをだすことはすでにみてきたとおり、これまでもなかったわけではないが、今回の「法治推進決定」はそのなかでも異例の本格的な決定と位置づけられる。

すなわちまず、党の18回大会における戦略的配置の貫徹実施と社会主義的法治国家の建設の加速化のためになされたこの決定では、中「国はまさに社会主義の初級段階におかれてい」とする<sup>75)</sup>が、これが中国の現状認識であると考えられる。

ついで、党による法治建設の高度な重視により、「長期にわたり、とくに党の11期3中総会以来」、「党はわが国の社会主義的法治建設の成功した経験と深刻な教訓を掘り下げて総括し」たうえで、「人民民主を保障するため」の法治の強化、民主の制度化・法律化の必須性が語られ、さらに「法により国を治めることを党が人民を指導して国家を統治する基本方略として確定し、法により執政することを党が国を治め政治を行う基本方式として確定し、社会主義的法治を積極的に建設し」たことで、「歴史的な成果を獲得した」<sup>76)</sup>というがはたしてそうか。

また、「法治」にかかわって、「法により国を治めることを全面的に推進するうえでの全般的な目標は」、「中国の特色の社会主義的法治体系」と「社会主義的法治国家を建設することである」とされている<sup>77)</sup>。

そして、「この目標を実現する」ための原則として、つぎの5点の堅持

---

進決定」ですでに「毎年12月4日を国家の憲法の日と定める」とされている（9頁）。

75) 同上，1頁，2頁。

76) 同上，2-3頁。なお、つづけて、「法治建設にはまだ多くの不適應で、合致しない問題が存在する」としてお馴染みの否定的現象が型どおり列挙されている（3頁）。

77) 同上，4頁。

が掲げられている。すなわち、①党の指導、②人民主体、③「法律の前ですべての人は平等」、④「法により国を治めることと徳をもって国を治めることを互いに結合すること」、⑤「中国の実際から出発すること」である<sup>78)</sup>。

とりわけ、①では、「中国の特色の社会主義のもっとも本質的特徴」および「社会主義的法治のもっとも根本的な保証」である「党の指導を法により国を治めることの全過程と各方面にまで貫徹させることは、わが国の社会主義的法治建設のひとつの基本的な経験である」とやや抽象的な指摘がなされている<sup>79)</sup>。なお逆に、「党の指導」（党による執政）の国家レベルの「全過程と各方面」にたいする「法により国を治めること」の貫徹こそが重要であろう。

ついで、②では、「人民代表大会制度」＝「人民が国家の主人公となることを保証する根本的な政治制度」<sup>80)</sup>と型どおりの指摘がなされているが、人大代表の直接選挙の省級までの段階的な拡大はそのための大前提であると考えられる。

なお、⑤では、「中華の法律文化の精華を汲み取り、国外の法治の有益な経験を参酌するが、しかしけっして外国の法治の理念とモデルを丸写しにしない」<sup>81)</sup>と釘をさしている点は重要であろう。

ここでは、「党の指導・人民主体・法治の三位一体論」のうちの「法治」の部分、③の「法の下での平等」と④の「法治と徳治の結合」と関連づけられたうえで、「けっして外国の法治の理念とモデルを丸写しにしない」で、中「国の基本的な国情から出発」することが必須であるところでもわざわざつけくわえられている。

もとより、「丸写し」はやはりありえないことであろうが、中国の特色の「社会主義的法治（そして憲政）」とはそもそもいかなるものかがここ

---

78) 同上、5-8頁。

79) 同上、5頁。

80) 同上、6頁。

81) 同上、8頁。

でも問われているのである。いいかえれば、かつての「人治」論や「党治」論（とくに「全面的な」党による代行主義）、ひいては「(社会主義的) 憲政否定論」とそれはいかにしてはっきりと袂を分かつことができるのかという問題でもある。なお、「もうひとつの三位一体論」である選挙制度改革を含む「民主・法治・人権」というテーゼとの拮抗関係をいかに処理していくかは、量的な生産力重視から質的な生活重視へ中国経済がシフトしていくうえで、肝要となろう。

一方で、「法治推進決定」では、「憲法を核心とする中国の特色の社会主義的法律体系を完全なものにし、憲法の実施を強化する」という箇所の、②「立法システム」の完全化では、「党の指導」にかかわって、「おおよそ立法で重大なシステムおよび重大な政策の調整にかかわる場合には、かならず党中央に報告し討論のうえ決定しなければならず、党中央は全国人大にたいして憲法改正建議を提出し、憲法が定める手続にしたがい、憲法改正をおこなひ、「法律の制定と改正の重大問題は、全国人大常務委党組が党中央に報告する」とされ、2004年でとまったままの憲法改正を含む「党中央」なるものの役割が型どおり強調されてもいる<sup>82)</sup>。

ここでは、「社会主義的法治」という言葉はみられるが、「社会主義的憲政」という用語は一回もつかわれていないのは、まえにみた異論の存在に注意深く配慮してのことであろうか。いずれにせよ、「共産党の指導」という意味で「社会主義的」という形容詞がついたうえであれ、「法治国家」や「憲法政治」の両者の関係は相互補完的なものであると一応いえそうである。とくに後者についていわゆる「立憲主義」という権力制約的なメカニズムを民主集中制の原則のもとでいかに作動させるかは前例のほとんどない試みでもあろう。

さらに「法治推進決定」にかんする習近平の説明によれば、「中国の特色の社会主義的法治の道は」、「社会主義的法治国家を建設する唯一の正しい道である」として、「中国の特色」の道の重要性が確認されている<sup>83)</sup>。

82) 同上、8-12頁、9-10頁。

83) 習近平「關於《中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定》的說

つまり、ここで「唯一の正しい道」とされるさきにもた「中国の特色の社会主義的法治の道」ははたして「中国の特色の社会主義的憲政の道」につながっているのか。そのためにはいわば「人間の全面的な解放を実現することを主旨とする社会主義的民主政治」建設という重い課題そのものへの真摯な取り組みが求められている。

要するに、この「法治推進決定」などではもともとふれられていない真に人民を国家の主人公にする第一歩である選挙制度の改革（とりわけ省級人大代表までの直接選挙の実現）などこそがきわめて肝要であると筆者は考える。というのもそれこそが人民代表大会制度の正統性を高める「唯一の正しい道」ではないにせよ、少なくともその王道にほかならず、「党の指導・人民主人・法治」の中心は国家レベルでは本来（李歩雲によれば、「公民」にかぎりなく近づいたとされる）「人民主人」（民主）でなければならないと考えられるからである。しかしながらそれらは習のいう「唯一の正しい道」では想定されていない「いばらの道」であるかもしれない。そして、それは「(社会主義的) 憲政」への第一歩であり、それへの突破口のひとつとなる。いずれにせよ、もうしばらくして「古稀」を迎えようとする中華人民共和国の今後のゆくえに注目してゆきたい。

〔追記〕この研究は、中央大学特定課題研究（2014-2015年度）の成果の一部である。